

わが家の備え(安全点検)

災害から個人の生命や財産を守るためには、みなさん一人ひとりはもちろん、家族が協力して備えておく必要があります。日頃から自宅の屋外・屋内、周囲について、災害に対する安全性を点検しておきましょう。

家のまわり、家の中の安全点検

屋根瓦やトタン屋根に破損や腐食箇所はないか。

アンテナはしっかり固定されているか。

ベランダにある植木鉢や物干し竿など、落下するおそれはないか。ベランダの手すりは壊れていないか。

壁や基礎にひび割れなどがないか。腐ったり、シロアリに食われている箇所はないか。

ブロック塀にはしっかりした鉄筋が入っているか。破損箇所はないか。

ガスボンベは鎖でしっかり固定されているか。

通路や出入口には、脱出時の妨げにならないよう、自転車・ベビーカー・ショッピングカートなどは置かない。

植木鉢はスベリ止めマットに乗せる。

◆大きな家具は人の出入りの少ない部屋にまとめて置くようにする。

◆避難のときの妨げになるため、玄関や廊下には家具や荷物を置かない。

◆子どもや高齢者のいる部屋や寝室には、倒れやすい大きな家具は置かない。

タンスなど背の高い家具はL型金具やツッパリ棒で固定する。

ガラスの破片によるケガを防止するため、スリッパなどを身近に用意しておく。

窓などの板ガラスには、飛散防止フィルムを全面に貼る。

カーテンは防災処理を施したものにする。

ストーブは対震自動消火機能付きにする。使用时、近くに燃えやすいものを置かない。

大地震に備えた「わが家」の耐震診断

古い耐震基準で建てられている昭和56年以前の建物は、大地震によって大きな被害を受けるおそれがあります。大地震時に自分や家族を守るためには、地震に対して自分の家が安全かどうかを診断することをおすすめします。

■「木造住宅の無料簡易耐震診断」
市では、パソコンソフトによる無料簡易耐震診断を実施しています。(住宅の現地調査は行いません)
診断対象…昭和56年5月31日以前に建てられた2階建て以下で、延べ面積500㎡以下の木造住宅
担当 都市計画課

■「誰でもできるわが家の耐震診断」
自分の家を簡単に診断するカルテとして、国土交通省住宅局監修のパンフレットを下記のホームページからダウンロードすることができます。
【一般財団法人日本建築防災協会ホームページ】
http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/kodate/wooden_wagaya.html

家具類の安全対策

大きな地震では、家具の転倒や食器等の散乱により、避難が遅れたりケガをすることもあります。これらのケガを防ぐために、自宅の家具にL字金具等を取り付け、家具の転倒防止を行いましょう。
壁への穴あけ等が難しい賃貸住宅では、つっぱり棒や粘着性マットなどを効果的に使用して備えましょう。

すぐできる転倒防止対策

- 家具の下に滑り止めマットを敷く。
- 重いものを下に、軽いものを上に収納して倒れにくくする。
- 家具と天井の隙間を、弱粘着性のマットを挟んだダンボール箱などでつめ、天井と箱の隙間は2cm以内にする。

家具類の転倒防止

<p>■ タンスなどの大型家具</p> <ul style="list-style-type: none"> ● L型金具やベルト式器具などで家具と壁を固定する。 ● ストッパー式器具で家具を壁側に傾斜させる。 ● 家具と天井の間をつっぱり棒などで固定する。 	<p>■ 液晶テレビ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● テレビ本体とテレビ台をボルトなどで固定する。 ● テレビ本体とテレビ台をストラップ式器具や粘着性マットなどで固定する。 ● テレビ本体と壁や柱をロープとヒートン(金具)などを利用して連結する。 	<p>■ その他の転倒防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 二段重ねの家具は、連結固定器具で上下を連結して一体化させる。 ● 引き出しや開き扉には、飛び出し防止器具を取り付ける。 ● 本棚などには、落下を防ぐ抑制テープや器具を取り付けるか、スベリ止めシートを敷く。
---	--	---

感震ブレーカー

感震ブレーカーとは? 強い揺れを感じると自動的に電気の供給を遮断する器具です。破損した電化製品や電気配線が通電時に発火することなどが原因として発生する「通電火災」を防ぐことができます。

<p>1. 配電盤型</p> <p>分電盤に電気遮断機能をつけたもの。基本的に全ての電気が遮断されます。</p>	<p>2. コンセント型</p> <p>コンセントに差し込むタイプと、既存のコンセントと取り替えて差し込むタイプがあります。</p>	<p>3. その他(簡易タイプ)</p> <p>分電盤におもり玉などを貼り付け、玉の落下により電気を遮断するものがあります。</p>
---	---	---

家具転倒防止器具等の設置を

阪神・淡路大震災では、負傷者は約43,800人にのぼり、その多くは家具の転倒等によるものでした。また通電火災による被害も多くありました。ご自宅に家具の転倒防止器具や感震ブレーカーを設置し、これらの被害を抑制しましょう。

日高市は、家具の転倒防止器具の設置に関する補助や相談を行っています。

対象者：65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上のみで、家具転倒防止器具の取り付けが困難な世帯
費用：無料(器具の購入費は自己負担)※壁面などの状況により、器具の取り付けができない場合があります。
担当 長寿いきがい課